

青森大学学生委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学（以下、「本学」という。）学則第56条の規定に基づき、本学に学生委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 課外活動に関する事
- (2) 福利厚生及び健康管理に関する事
- (3) 生活相談及び指導に関する事
- (4) 奨学金及び授業料の減免に関する事
- (5) 学生の懲戒に関する事
- (6) その他学生に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生委員長
 - (2) 各学部2名以上の教授、准教授、講師若しくは助教
 - (3) 学生課長
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 学生委員長は、学長が命ずる。
 - 3 第1項第2号及び4号の委員は、学長が命ずる。
 - 4 委員会に副委員長を置き、委員の中から学長が指名する。
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。

(委員長・副委員長)

第4条 学生委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは会務を代行する。

(学部学生委員会)

第5条 委員会に、学部ごとに学部学生委員会を置き、委員会及び教授会から付託された事項を審議するものとする。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。
- 5 委員長は、議事録を作成し、学長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、委員会が審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。